

令和2年度事業計画書

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会

目 次

○基本方針	2
○重点目標	4
○事業計画の概要	
1. 地域福祉活動の推進	5
2. 福祉教育の推進	6
3. 在宅生活の支援	6
4. 共同募金運動による財源確保および地域支援	8
5. 福祉団体支援事業	8
6. 災害ボランティアセンター運営事業	8
7. 在宅福祉事業	9
8. 市立福祉センター「錦溪苑」管理運営事業	10
9. 市立障がい者福祉センター「あかみね」デイサービス事業	12
10. 市立障がい者福祉センター「あかみね」生活介護事業	15
11. 障がい者生活支援事業（ピアセンターかわちながの）	16
12. 障がい者就労支援事業	18
13. 法人運営事業	19

基本方針

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、住民参加の地域福祉を支える中核的な存在として大きな役割を担っている。

近年、生活困窮、虐待、ひきこもり、8050問題（「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題）など、さまざまな生活課題が絡み合った複合的なケースも年々増加している中、既存の社会保障・社会福祉制度ではなかなか解決に至らない問題が顕在化しており、住民同士の支え合いを含め、こうした人びとを地域力で支える「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが重要となっている。

また、毎年のように地震や台風・豪雨災害などが甚大な被害を引き起こしており、いつ、どこで起きてもおかしくない災害にいかに備えるか、柔軟で実効性の高い支援の態勢をどうつくりあげられるかが、喫緊の課題となっており、その態勢づくりにおいては、社協、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉法人・社会福祉施設をはじめとする福祉関係者間の平常時からの連携が必要不可欠である。そのためには、「大阪しあわせネットワーク」に取り組む社会福祉法人・社会福祉施設が地域の一員としてそれぞれの強みを活かした積極的な地域貢献活動が行えるよう、河内長野市社会福祉施設連絡会と連携し、社協の地域力を活かして地域住民のニーズに応えるべく、地域における公益的な取り組みの推進に努める。

こうした状況を踏まえ、今年度は、行政と社協が一体となって取り組む、令和3年度からの5年間の持続可能な地域づくりの基本となる「河内長野市第4次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画」の策定に向け、昨年度実施した地域ワークショップを通して把握した地域課題を解決するため、福祉委員や民生委員・児童委員、ボランティア、自治会関係者の参画と協力のもと、福祉団体、福祉サービス提供事業者はもとより、民間事業者とも連携し、身近な地域で見守り支えあえる仕組みづくりを行う。

さらに、指定管理者制度に伴う事業においては、今年度が第3期の指定管理期の最終年度となることから、第4期指定管理事業者となるべく指定管理者指定獲得に取り組む。

一方、近年、福祉分野においては、少子高齢化の進行などにより、労働人口減少が進展する中、「地域共生社会を担う福祉人材の確保」は住民の暮らしに関わる地域

課題といえるが、「働き方改革」による有給休暇の取得促進や時間外勤務の上限規制など、法律を遵守した適切な対応が求められており、職員の働き方の見直しや、そのための業務の効率化が課題となっている。職員一人ひとりが仕事と生活の両立ができるよう、また、個々の能力を活かし前向きに働き続けていけるよう、職場環境整備に努め、福祉人材の定着と確保を行う。

併せて、本市の「思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」との整合を図りながら、人権の意義や価値について理解を深めるとともに、社会による排除や摩擦、偏見や孤立などをなくし、すべての住民が一人の人間として尊重され、共に支え合いながら安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。

これらの様々な地域課題に対応するため、職員一人ひとりが、コンプライアンスの意識を持って行動し、業務の質の向上を目指すことにより、市民から信頼される社協活動を展開する。

重点目標

地域に暮らす高齢者や障がい者をはじめ、全ての市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、以下の重点目標を定める。

- (1) 地域支援事業の展開や、子供から高齢者や障がい者など地域の誰もが気軽に集うことができ、また、災害時支援活動の拠点となりうる総合的な福祉活動拠点の確保が、行政によりイズミヤ河内長野店4階フロアにできたことから、本年9月を目途に社協事務所の移転を行うとともに、市内4ヶ所に点在している事業所を集約し、事務事業の効率化と必要経費の削減を行う。
また、事務所移転に併せて機構改革を実施し、地域共生社会の実現を踏まえた組織機構体制を構築する。
- (2) 行政との協働により策定した『かわちながの つながり・支えあい推進プラン』の最終年度にあたり計画の進捗状況を踏まえ、昨年度各小学校区で実施したワークショップで出された意見を取りまとめ次期計画の策定とともに今後の地域福祉活動の目標を設定する。
- (3) 生活課題を抱える地域住民に対して、「生活困窮者自立支援法」に基づく家計改善支援事業や日常生活自立支援事業、CSW、障がい者支援事業などの専門職が連携し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止められる相談支援とともに、民生委員・児童委員や福祉委員など、地域における支援者と連携し、要支援者が住み慣れた地域でより良い環境で暮らせるよう、地域での問題解決力が高まるように包括的な支援体制を強化する。
- (4) 高齢者生活支援体制整備事業では、地域課題の解決を目指す社会資源の構築を目的に構成される協議体（かわちながの地域ささえあい推進会議）を、福祉委員会や民生委員児童委員協議会などの地域福祉活動団体や社会福祉施設連絡会をはじめ、福祉の領域だけでなく商業・サービス業、工業、農林産業、など多種多様な人・分野・世代を超えて、社会全体の中で「人」「モノ」「金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられる関係をめざし、地域づくりの基礎として推進する。
- (5) 福祉センター「錦溪苑」および障がい者福祉センター「あかみね」は、今期の指定管理最終年度にあたり、次期指定管理の獲得に向け、利用者が安心して利用できる施設運営を行う。

事業計画の概要

1. 地域福祉活動の推進

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまち」の実現に向けて、『かわちながの つながり・支えあい推進プラン』の推進とともに、民生委員児童委員協議会や福祉委員会、社会福祉施設など様々な団体の協力と参加を得て、第3次地域福祉活動計画の策定を進める。

(1) 福祉委員会委員長連絡会の開催

各地域での事業活動における諸問題の抽出および地域課題の解決や情報交換による福祉委員会活動の進展を目的に、定例会議の開催と研修事業に取り組む。また、福祉委員会活動を広く市民に知っていただくため市民まつりなどに参加し啓発活動を行う。

(2) 「小地域ネットワーク活動」の展開と支援

地域の要援護者が孤立することなく地域で安心して暮らすことができるよう、福祉委員による個別援助活動やグループ援助活動を支援する。

また、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向け、だれもが集える情報収集や課題解決の場づくりを進めるとともに、活動に必要な公共施設や民間施設などの拠点への助成も行う。

(3) 高齢者生活支援体制整備事業の推進

多様な日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加促進を一体的に図ることを目的に、市域全体をエリアとする第1層に、また、日常生活圏域（概ね中学校区域等）をエリアとする第2層に、それぞれ「生活支援コーディネーター」を配置、ならびに「協議体」（かわちながの地域ささえあい推進会議）を運営し、以下の取り組みを段階的に実施する。

①既存の社会資源に関する情報の収集及び整理

②既存の社会資源の充実

③サービスの担い手の養成と新たなサービスの開発

④生活支援ニーズと社会資源のマッチング

⑤支援関係者間のネットワーク

(4) 社会福祉施設連絡会との連携

地域課題の解決を目的に、社会福祉施設と福祉委員会等の地域団体と協働した事業に取り組む。

2. 福祉教育の推進

社会的孤立や生活支援、担い手不足等の様々な地域課題の解決に向けて、生涯学習の視点に立った地域福祉のアプローチとして、他人ごとから自分ごととして学ぶ「福祉教育」への期待が高まっていることから、地域住民や学校等を対象に『人づくり』を目的とした福祉教育の推進を行う。

(1) ボランティア活動の推進

地縁型（地域型）の福祉委員会による小地域ネットワーク活動と、テーマ型のボランティア活動の双方を支援し、互いに連携して福祉のまちづくりを進められるよう中間支援組織として専門的な支援を行う。また、行政等他機関と連携し地域課題解決を目指した活動につながるボランティアの養成に取り組み、実際の活動へつなげる。

(2) 学校との連携

小・中学校、高等学校との連携を図り、福祉学習プログラムをとおして子どもたちが福祉への関心を高める機会づくりを進める。

また、施設連絡会と連携を図り、福祉学習サポーターと施設職員による車いす介助体験授業等、施設の強みを活かし、学校・地域住民・施設とのつながりづくりを含めたプログラムを提供する。

(3) 地域福祉啓発事業の実施

地域が抱える共通の課題については市域全体に働きかけ、地域が重点的に取り組もうとする課題については地域に講師を派遣し、住民主体による地域福祉活動の必要性を周知するとともに、身近にある福祉課題に向き合える機会を提供することで、住民同士が助け合い、支え合う仕組みを構築できるよう講演会・研修会をとおして啓発する。

(4) 福祉委員等パワーアップ事業の実施

福祉委員等を対象に、住民が主役である地域福祉活動の理解を深めていただき、福祉委員や協力員などの意見交換をとおして福祉委員会活動の活性化を図れるよう研修会や交流会を開催する。

(5) ボランティア活動の支援

福祉委員会やボランティアなどが、地域交流を行う際に活用できるよう福祉レクリエーション用品の貸出しを行う。また、福祉委員会活動の利便性を図るため、軽トラックの貸出しを行う。

3. 在宅生活の支援

さまざまな生活上の課題を克服することが、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける福祉のまち」に繋がることから、相談支援機能等の充実を図る。

(1) 地域相談支援員の配置

地域相談支援員（以下、「地域CSW」という。）が、地域住民、関係機関、団体および行政などと連携して、身近な地域における高齢者、障がい者、子育て中の親などの要援護者に対する見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど相談者の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援を行い、地域福祉セーフティネット構築を図る。

(2) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用について相談・援助や日常的な金銭管理、年金証書など大事な書類の預かりなどを行い、安心して日常の生活が送れるよう支援する。

(3) 生活困窮者家計改善支援事業

生活に困窮している人を対象に、課題がより複雑化・困難化に至る前の段階で、相談者自らが家計管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、および必要に応じ生活福祉資金貸付事業の情報提供など、自立した生活が送れるように支援する。

(4) 生活福祉資金貸付事業

自立支援策として低所得者、障がい者、高齢者、失業者世帯を対象に、以下の資金の貸付と必要に応じて民生委員・児童委員と連携し、支援する。

①福祉資金

②教育支援資金

③総合支援資金

④不動産担保型生活資金

⑤緊急小口生活資金

(5) 心配ごと相談所の開設

身近な心配ごととの相談に応じ、適切な指導および助言、専門機関の紹介などを行い、継続的な相談が必要な場合は、地域CSWと連携し要援護者を支援する。

(6) 福祉車両および車いすの貸出し

通院や施設・病院からの一時帰宅、家族との外出など、要援護者を抱える世帯に対しスロープ付き自動車の貸出しを行う。また、要援護者および介護者の在宅における日常生活を支援するため、車いすの貸出しを行う。

4. 共同募金運動による財源確保および地域支援

共同募金運動は全国一斉に展開され、その目的は社会福祉法第112条で地域福祉の推進を図るためと規定されている。

河内長野地区で集められた募金の内、本会に配分された募金は、地域福祉活動を進めるための貴重な財源となっているため、以下の募金運動を展開する。

- (1) 戸別募金
- (2) 学校募金
- (3) 法人募金
- (4) 街頭募金
- (5) 関係機関（市行政、各施設、職域など）募金
- (6) 歳末たすけあい募金

5. 福祉団体支援事業

民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、保護司会、更生保護女性会、身体障害者福祉会、遺族会、原爆被害者の会、母子福祉会、心身障害児・者父母の会、日赤河内長野市地区、赤十字奉仕団、献血推進協議会への支援を行う。

特に今年度は、民生委員児童委員協議会河南ブロック合同研修会当番市を担当するため、事務局として必要な支援を行う。

6. 災害ボランティアセンター運営事業

市内で災害が発生するとその被害状況や住民ニーズに応じて、早期に災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という。）の設置・運営が必要とされることから、今年度も継続してその整備を行うとともに、住民ニーズに即応できる体制づくりを行う。

- (1) マニュアルを使った災害VCの設置・運営訓練の実施
- (2) 大阪府社協および国立研究開発法人防災科学技術研究所と連携し、eコミュニティ・プラットフォームを活用した、災害ボランティアセンターポータルサイトの導入および防災マップの作成を行う。

- (3) 登録災害ボランティアの募集および育成
- (4) 災害ボランティア活動用資機材の募集および整備
- (5) ソーシャルネットワークサービスを活用した情報提供の充実
Twitter (<https://twitter.com/ksyakyousaigaiv>)
フェイスブック (<https://www.facebook.com/kawachinaganosisaigaivc>)
- (6) 災害VCの市民への周知・啓発活動
- (7) 被災地への災害ボランティア活動および実地研修
- (8) おおさか災害支援ネットワーク (OSN) への参加

7. 在宅福祉事業

在宅福祉事業では、利用者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、医療、福祉等多職種連携と様々な社会資源を活用した支援を行う。また、特定事業所加算算定に向け、事業所の体制整備を図る。

(1) 居宅介護支援事業

利用者ニーズを踏まえ、利用者が可能な限り、その居宅において重度化を予防し自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

また、多職種連携を強化し総合的かつ効率的なケアプラン作成に努める。

(2) 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて自立支援、重度化予防に視点を置き、医療系サービスと連携を深め、個々に合わせたきめ細やかなサービスを提供する。

(3) 障がい者総合支援事業

障がい児・者が安心して地域で生活が送れるように、精神面も含めたサポートに努める。障がい区分認定調査を継続し、実態に即したサービス等利用計画、個別支援計画の作成に努める。

(4) 保険外サービス

利用者に制度上では対応できない必要なサービスを提供する。

(5) 受託事業

河内長野市訪問型A事業従事者研修事業を受託し、新たな介護サービスの担い手を育成する。(年2回)

(6) 総合的事業

①地域の福祉活動や介護技術講習などに職員を派遣する。

- ②大学などが開講する同行援護従事者養成研修などへ職員を講師として派遣する。
- ③全体研修会を実施する。(年3回)
- ④介護・コミュニケーション技術や調理実習などの勉強会を実施する。
- ⑤情報紙「華」を発刊する。(年2回)
- ⑥利用者アンケート調査を実施する。
- ⑦介護サービス情報及び障がいサービス情報の公表
- ⑧法令遵守のため、定期的な自主点検・自己評価を実施する。
- ⑨各種研修を受講し、職員のスキルアップを図る。
- ⑩居宅介護支援計画など各種支援計画事例検討会議を開催する。
- ⑪市町 diary の管理
- ⑫市立福祉センターにおいて「福祉なんでも相談」を開催する。(月1回)

8. 市立福祉センター「錦溪苑」管理運営事業

福祉センターの利用登録者数は6,900人を越え、一日平均210人の方が利用されており、利用者のニーズに応じた事業を展開するため、アンケート調査や当事者団体からの聞き取り調査を行い、事業の充実を図る。

また、モニタリングによる自己評価を行うとともに運営委員会を開催し、有識者や当事者団体などの意見を反映し、事業ならびにサービスの充実を図る。

特に、今年度は、平成28年度から5年間の第3期指定管理事業者の最終年度にあたることから、第3期指定管理事業者申請の際に提出した事業計画を確実に遂行した上で、第4期の指定管理事業者への応募を行い、以下の事業に取り組む。

(1) 生きがいづくり

生涯学習および教養の向上を図るとともに、交流の場となり福祉センターで過ごす時間が生きがいとなるよう、利用者のニーズに添った教室や講座などを開催する。

(2) 健康増進および相談事業の拡充

従来の理学療法士・看護師による健康運動教室、血圧測定、機能回復訓練の開催や医師による医療健康相談に加え、ケアマネジャーや地域CSWによる福祉なんでも相談など社協の強みを活かした事業展開を図る。

(3) 自主活動の拠点づくり

センタークラブのPRを積極的に行い、クラブ員の増強に努めるとともに

に、各クラブの多様化するニーズに対し支援を行う。また、貸室を利用する任意団体が年々増加する中、活動日の年間計画を設定し拠点づくりの支援を行う。

(4) 新規事業および自主事業の企画と実施

利用者へのアンケート調査を基に利用者ニーズを的確にとらえた事業や社協の強みを活かした事業を企画し実施する。

①新規利用者の獲得と利用拡充につながる事業

②様々な分野に取り組むことで、新たな生きがいにつながる事業

③利用資格のある高齢者、障がい者、母子家庭の母および子が、一緒に集うことができる事業

④一人暮らし高齢者などの集いの場の提供

(5) 情報の提供

事業内容や予定を掲載した広報紙「錦溪苑だより」の発行（年6回）やホームページ (<http://business4.plala.or.jp/kinkeien/>) の更新（毎月）による情報の提供を行う。

(6) 浴場設備の安全衛生管理

保健所などの指導に基づき、利用者が安全で衛生的に浴場を利用できるよう管理の徹底を図る。

(7) 送迎バスの運行

市内各地域への巡回や主要駅、老人クラブの送迎バスを運行し、利用者の交通の利便性向上を図る。

また、社協の地域貢献活動として、送迎時間帯の合間を活用し、地域のニーズに対応できるようマイクロバスを運行する。

(8) 福祉センターまつりの開催

センタークラブの日頃の活動成果を発表・展示する場として、クラブの自主運営により開催する。また、各種団体の協力をいただき模擬店や作業所の授産品の販売などを実施する。

(9) 周知・啓発事業の開催

次世代の利用者をはじめ広く市民に知っていただくことを目的に、利用制限を解除した事業を開催する。

(10) 福祉センター運営委員会の開催

運営委員会を開催し、有識者や市民の代表などの意見のほか、新たに利

用者代表の運営委員を加えることで、より幅広い意見を反映し、サービスの向上と運営の適正化を図る。

(11) 福祉団体の支援

市老人クラブ連合会や市母子福祉会の活動を支援するとともに福祉センター機能の有効活用を促進する。

(12) 避難訓練の実施

福祉センター利用者と社協の自衛消防隊が合同で避難訓練を実施し、緊急時や災害発生時にスムーズに対応できるよう備える。

(13) 避難所の開設

災害発生時や発生のおそれがある自主避難時に、行政の要請に応じ避難所を開設し、避難者の受入れを行い市民の安全安心に寄与する。

また、避難所運営を円滑に行うため、避難所運営マニュアルを策定する。

(14) 各種研修会や講習会の受講

指定管理事業者としての使命を果たすべく、人権研修や安全衛生管理研修をはじめ、様々な研修会や講習会を受講し職員のスキル向上を図る。

9. 市立障がい者福祉センター「あかみね」デイサービス事業

障がい者福祉センターは、河内長野市内在住の障がい者と地域との自由な交流を通じて障がいを正しく理解していただくとともに、引き続き障がい者福祉の拠点としての役割を果たすべくセンター機能の充実に努め、高齢化する障がい者等や新規利用者が安心して利用できる地域共生社会に向けた事業を推進する。

また、障がい者のニーズに応じた事業を実施し、実情に応じたサービスの向上を図る。今年度も障がい児の夏休み等における日中活動の場の実施や週末事業を継続して行い、障がい児の把握や家族との信頼関係をさらに深める。

さらに、施設ボランティアの発掘・育成することにより、地域社会で障がい者等が安心して暮らせる社会環境づくりに努める。

また、次期指定管理の獲得のため、以下の事業をより一層の充実に図るとともに、新たに立ち上げた共生型生活介護事業の展開を通じて、高齢化する利用者ニーズに対応した施設運営に取り組む。

(1) 機能訓練および社会適応訓練

社会活動への参加と自立を促進するために、機能訓練および社会適応訓練として各種教室・クラブを開催し、障がいのある方と地域の方々が交流

できる場を提供し、各種教室・クラブの自立化を図る。

①機能訓練（カラオケクラブ・料理教室・手作りパン教室など）

②社会適応訓練（パソコンクラブ・点字講習会など）

(2) 創作活動および更生訓練

充実した日常生活を過ごせる場を提供するとともに、喜びを実感できる創作活動および更生訓練などを通じ社会参加の促進を図り、各活動の自立化を図る。

①創作活動（絵画クラブ・陶芸クラブなど）

②更生訓練（茶道クラブ・グラウンドゴルフ教室など）

(3) 講座・講習会

心豊かに楽しくいきいきとした日常生活が送れるような講座・講習会を開催する。

(4) 医療、福祉、生活相談

専門医（整形外科医・精神科医）による医療相談や看護師・理学療法士による健康生活相談などを実施する。

(5) 市民啓発事業

障がい者福祉センター機能のPRおよび障がい者理解を促進するとともに、実習の場・交流の場を提供する。また、広報活動としてホームページの更新（毎月）する。

(<http://www.pure.ne.jp/~akamine/>)

①団体交流事業「第15回さあ、秋だ！ “みんなおいでや”」の開催

②ウィンターフェスティバルの開催

(6) ボランティア養成およびグループ活動支援

引き続き、各種教室・クラブ、行事などで協力していただけるボランティアを発掘・育成し、その活動を支援する。

①ボランティア活動に対する補償の充実および継続的に支援していただける活動者の発掘・育成・支援

②ボランティア講座の開催

③施設ボランティアコーディネーターの機能強化

④障がい者の余暇活動を支援する個別支援ボランティアの充実

⑤地域社会で障がい者が安心して暮らせるボランティアづくり

(7) 障がい者福祉センター運営委員会の開催

運営委員会を開催し、意見を反映してサービスの改善と向上や施設整備に努めるとともに運営の適正化を図る。

(8) 福祉団体の支援

障がい者福祉関係団体とのつながりを深め、相互理解を促すため、障がい者の活動拠点となっている障がい者福祉センターをより有効活用する。

また、市身体障害者福祉会、市心身障害児・者父母の会の活動を支援する。

(9) その他必要な事業

①障がい児支援の充実

発達障がい児・知的障がい児に対して、作業療法相談を実施する。
また、保護者で結成した「親の会」を定期的を開催することで、子育て中の家族への精神的な支えを目的に講演会を開催し、社会的場面（対人関係、集団場面参加など）の改善や将来の自立に向けた支援の場を提供する。

②週末事業の実施

③ボランティア体験プログラムの受入

④外出事業（バスツアー・電車で行こう）

⑤福祉教育の支援強化（小学校の総合学習、中学校の職場体験、各種大学・専門学校などの実習生の受入）

⑥大会参加への支援（ボッチャ・グラウンドゴルフ・卓球など）

⑦センター利用者の利便性の向上を図るために、送迎バスの効率的な運行やタクシー補助事業の実施および貸室の利用者やボランティアへの送迎バスの利用拡大を引き続き図る。

⑧虐待防止や権利擁護などについての研修に参加するとともに内部研修を実施し、職員の支援技術向上のための実技研修も積極的に実施する。

⑨指定福祉避難所の設置運営マニュアルを活用した、あかみね「防災・避難訓練」を実施し、障がい者や支援者、職員が日頃からの備えや災害に対する意識を高める。

10. 市立障がい者福祉センター「あかみね」生活介護事業

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、排せつおよび食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供し、日中活動上必要な支援を適切かつ効果的に行う。今年度も重度心身障がい者や強度行動障がい者の受け入れ体制の充実を図る。実施に際しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および介護保険法に定める内容やその他関係法令などを遵守するとともに、家族の介護軽減を図りながら、利用者本位の適切なサービスを個別支援計画および通所介護計画に基づき提供し、利用者の生活の充実につながるよう健全な運営に努める。

また、障がい福祉サービス事業所等の連携をさらに深め、地域で日中の居場所を必要とする障がい者等の見学・利用体験を積極的に受け入れ、新規利用者の拡大を引き続き図る。さらに、新たに立ち上げた共生型生活介護事業において高齢障がい者等が安心して利用できる事業運営に努める。

(1) 個別支援計画および通所介護計画の作成

利用者の希望する生活や課題などを把握し、利用者や家族等の意向に沿ったサービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ個別支援計画および通所介護計画を作成し、利用者に必要なサービスを提供する。個別支援計画および通所介護計画については、4月・10月に見直しを行う。

また、生活支援のニーズを把握し良質なサービスを提供する。

(2) 身体などの介護

排せつ、食事、移動の介護、医療的ケアの充実を図るとともにより多くの重度心身障がい者の受け入れを引き続き行う。また、高齢障がい者等については、心身状態の悪化の防止または要介護状態となることのないよう計画的なサービス提供を行う。

(3) 生産活動

手工芸品の制作・販売、喫茶コーナーの運営、パソコン印刷などの生産活動を行うことで、働く意欲の醸成を図る。また、手工芸品については、展示・販売の機会を増やすことで、新たな体験や制作能力の向上につなげる。

(4) 創作的活動

季節行事装飾、手作りカレンダー作成などの創作的活動を行う。

(5) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション

利用者の日常生活上の多様な生活課題について、相談・援助を行う。また、軽スポーツやヨガ、カラオケなどのプログラムを実施するとともに、障がい者福祉センター「あかみね」デイサービスのクラブ・教室へ参加するなど、様々なレクリエーションを提供する。

(6) 機能訓練

嘱託医師や理学療法士の指導のもと、身体機能および日常生活能力の維持・向上のための支援を行う。

(7) 生活相談

生活介護を利用するにあたり、安心して日中活動や社会生活ができるように生活相談を行う。

(8) 健康管理

嘱託医師の指導にもとづき、日々の利用者の健康管理を行う。

(9) 訪問支援

通所できない状況になった利用者に対し、通所できるように自宅訪問するなどの支援を行う。

(10) 送迎サービス

安全・安心に配慮し、より利便性を高める追求をするなど工夫した運行を行う。

(11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

その他日中活動上必要な介護・支援・相談・助言を行う。

11. 障がい者生活支援事業（ピアセンターかわちながの）

障がい児・者および介護者などが抱える福祉に関する課題について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障がい福祉サービス利用支援などを行うことで、障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援する。

また、基幹相談支援センターとして、様々な関係機関と連携し、障がい者地域自立支援協議会のさらなる運営の充実に努めるとともに、地域課題の抽出・整理を行う。その結果、必要に応じた連絡会議や部会を開催することで障がい児・者やその家族に対し充実した支援を提供する。

さらに、市内相談支援事業所の相談支援専門員を対象とする研修を行い、相談支援の質の向上を目指すとともに介護保険等の事業所も含む各相談支援事業所と

の連携により事業を円滑に行う。また、地域の課題抽出に向けての地域診断や課題の選定方法等を理解し、それらを中心とした事業展開を行う。

(1) 福祉サービスの利用援助

ガイドブックなどによるサービス情報の提供や利用に関する助言、利用申請に係る手続きの援助などを行う。

(2) 社会資源を活用するための支援

地域活動支援センターなど福祉施設の情報提供や外出、移動の利用援助など社会資源を活用するための支援を行う。

(3) 社会生活力を高めるための支援

家族関係・人間関係や健康管理、あるいは金銭管理など社会生活力を高めるための相談支援を行う。

(4) ピアカウンセリング

身体障がい者がカウンセラーとなって、同じような障がいがある人たちの思い、悩みについて相談に応じる。

(5) 専門機関の紹介

障がい者のニーズに応じて、障がい者自立支援センターや医療機関など専門機関の紹介を行う。

(6) 事業（イベント）および広報活動

虐待防止に関することおよび、福祉機器の啓発など、広報紙「peer」の発行（年2回）やホームページの更新（毎月）により広報活動を行う。

(<http://www.kawachinaganoshishakyo.or.jp/peer/>)

(7) 障害支援区分認定調査

福祉サービスを利用する障がい児・者に、障害支援区分認定調査を行う。

(8) 住宅入居等支援事業

地域生活移行を希望する障がい者に対して、民間賃貸住宅および公営住宅などへ入居等支援を行う。

(9) 相談支援機能強化事業

自立支援協議会の中で、関係機関の会議を定期的を開催することで、関係機関と連携しながら総合的かつ継続的なサービスを提供する。

また、ケア会議の開催などによりケアマネジメントの幅を広げ、サービス等利用計画の作成を行いながら障がい者を支援する。

さらに、自立支援協議会にて独自の地域診断評価表を作成し、市の現状

把握とともに、解決に向けた仕組みを構築する。

(10) 地域移行・定着支援事業

病院などに入院している障がい者が地域での生活を希望され退院する際、必要なサービスを利用できるなどの支援を行う。

また、地域生活を継続するための定期的な見守りなどの支援を行う。

(11) その他障がい者の支援に必要な事業

12. 障がい者就労支援事業

就労継続支援B型事業（ファクトリーくすくす、L&E、カフェドくすくす）は、ピアセンターかわちながのと連携し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練、支援を行う。さらに、利用者の意向やスキルに応じて、企業見学や実習を行うとともに関係機関とも連携を図り就労に向けた支援を検討していく。

また、支援学校などからの実習生を受け入れることで、障がい児やその家族、支援学校への理解や連携を深めるとともに、事業所での就労支援だけではなく、生活支援を行い、余暇活動や生活の充実を図る。一方、ホームページの定期的な更新や市民まつりなどのイベントへの参加により広く情報提供を行い、新規利用者の拡大を図る。さらに制度改正に伴い、事業所経営についても様々な点を視野に入れ勘案し判断していくことで事業所の安定的運営を図る。

(<http://www.kawachinaganoshishakyo.or.jp/shurou/>)

(1) ファクトリーくすくす

企業外授産を積極的に取り入れることで利用者が安定して生産活動に取り組むとともに、作業の内容についても新しい作業の導入を検討する。

また、生活支援面では、調理実習などを行い少しでも利用者のできることを増やす。

(2) L&E

授産品販売のためイベントなどに積極的に参加するとともに新たな生産活動に取り組む。

また、個々の生活状況をより正確に把握し、生活のレベルを落とさないように支援する。

(3) カフェドくすくす

新たなメニューを加えることなどで客数の維持増加に努めるとともに、さまざまなイベント等に参加し、利用者が増えるよう啓発を行う。

また、接客を通じて就労に必要な訓練を行う。

13. 法人運営事業

(1) 三役会・理事会・評議員会および委員会の開催と監事監査の実施

(2) 理事・評議員研修の実施

役員の経営感覚の向上、執行体制の強化を図るとともに、社協運営基盤の強化・拡大を図る。

(3) 大阪府社協および大阪府市町村社協連合会、河南ブロック市町村社協連絡会への参加および連携

昨年度に引き続き、河南ブロック市町村社協連絡会会長当番市となり、併せて大阪府社協および大阪府市町村社協連合会の役員として、市町村社協の連携強化の中心的な役割を果たす。

(4) 社会福祉施設連絡会との協働

市内の社会福祉法人が連携して地域貢献事業に取り組めるよう、また、地域福祉活動団体と協働した避難行動要支援者への支援の仕組みの構築に向け、連絡会の事務局として中核的役割を果たす。

(5) 組織構成会員制の推進

新たな団体・機関・企業に対し、社協事業の周知と積極的な新規加入促進を進め、社協の組織基盤の強化に努める。

(6) 賛助会員制の推進

地域福祉を推進する団体としての社協の事業活動に、住民の理解と参加協力を得るとともに、事業活動を進めるための安定した財源確保を図るため賛助会員制の推進に努める。

(7) 広告料収入の増強

社協だよりやホームページに掲載する新規広告事業者を募集し事業収入の確保に努める。

(8) 善意銀行

善意で寄せられた金品を福祉事業に充てることを目的に、一般預託と指定預託の受入れを行うとともに、預託者の意向に沿った指定先への払出を

行う。また、寄せられた資金の一部を災害などの被災地支援活動や緊急時の備蓄品の購入、生活困窮者への支援活動など緊急時の対応や対策を行う。

(9) 福祉基金事業

基金の効率的な運用を図るため、国債購入による運用益金を財源に繰り入れ、地域福祉の推進および法人運営事業費として活用する。

(10) 広報啓発事業

社協事業を多くの市民にわかりやすく充実した内容の情報を提供する。

①「かわちながの社協だより」の全戸配布を行う。(年3回)

②ホームページ(<http://kawachinaganoshishakyo.or.jp/>)

ブログ(<http://ksyakyou.blog90.fc2.com/>)

Twitter (<https://twitter.com/ksyakyou>)

を随時更新しタイムリーな社協活動や地域福祉活動の情報提供を行う。

(11) 福祉人材の確保および人材育成

少子高齢化の進行等により、労働人口が減少し労働力の確保が困難となることを見込まれる中で、質の高い福祉・介護人材を安定的に確保するため、実習生や短期インターンシップ希望大学生を積極的に受け入れる。

また、職員研修計画を充実し、新任職員・中堅職員・管理職員の人材育成およびスキルアップを図る。